



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*14 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- \*15 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 16

### ○ 訓令

- \*6 和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令 (税務課)..... 20
- \*7 税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 22

## 規 則

### 和歌山県規則第14号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県税規則等の一部を改正する規則

(和歌山県税規則の一部改正)

第1条 和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県税事務所の長は、法第15条第1項、同条第2項、同条第4項、法第72条の38の2第1項、同条第5項、同条第6項、同条第7項において準用する同条第5項、条例第42条の25第1項、<u>条例第42条の27の2第3項、条例第42条の27の3第3項、条例第42条の27の4第3項、条例第42条の27の5第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の7第3項若しくは法第14条の29の規定により徴収猶予をする場合又は法第15条の3、法第72条の38の2第8項、同条第9項、条例第42条の26、条例第42条の27の2第4項、条例第42条の27の3第5項、条例第42条の27の4第5項、条例第42条の27の5第5項、条例第42条の27の6第5項若しくは条例第42条の27の7第5項の規定により徴収猶予を取り消す場合においては、それぞれ徴収猶予通知書又は徴収猶予取消通知書により通知しなければならない。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>(徴収の引継ぎ等)</p> <p>第5条の2の6 県税事務所の長は、徴収金(次項又は第3項に掲げるものを除く。)を納付し、又は納入すべき者が他の県税事務所の長の所</p>	<p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県税事務所の長は、法第15条第1項、同条第2項、同条第4項、法第72条の38の2第1項、同条第5項、同条第6項、同条第7項において準用する同条第5項、<u>条例第42条の25第1項、条例第42条の27の2第3項、条例第42条の27の3第3項、条例第42条の27の4第3項、条例第42条の27の5第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の7第3項、法第14条の29若しくは条例第71条第2項の規定により徴収猶予をする場合又は法第15条の3、法第72条の38の2第8項、同条第9項、条例第42条の26、条例第42条の27の2第4項、条例第42条の27の3第5項、条例第42条の27の4第5項、条例第42条の27の5第5項、条例第42条の27の6第5項、<u>条例第42条の27の7第5項若しくは条例第71条第5項の規定により徴収猶予を取り消す場合においては、それぞれ徴収猶予通知書又は徴収猶予取消通知書により通知しなければならない。</u></u></p> <p>5・6 略</p> <p>(徴収の引継ぎ等)</p> <p>第5条の2の6 県税事務所の長は、徴収金(次項から第4項までに掲げるものを除く。)を納付し、又は納入すべき者が他の県税事務所の長</p>

管区域内に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が他の県税事務所の長の所管区域内にある場合において、必要があるときは、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する県税事務所の長にその徴収の引継ぎをすることができる。

2・3 略

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲)  
第7条の5の3 条例第73条の2第1項第1号の身体障害者等のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第73条の2第1項第1号アに該当する者の障害の級別	条例第73条の2第1項第1号イ及びウに該当する者の障害の級別
略		

- (2) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表の3に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第73条の2第1項第1号アに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度	条例第73条の2第1項第1号イ及びウに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度
略		

(3)・(4) 略

(特別の仕様又は構造変更の範囲)  
第7条の5の4 条例第73条の2第1項第2号の規則で定める特別の仕様は、特種用途自動車の

の所管区域内に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が他の県税事務所の長の所管区域内にある場合において、必要があるときは、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する県税事務所の長にその徴収の引継ぎをすることができる。

2・3 略

4 知事は、自動車税の環境性能割に係る未納の徴収金がある場合は、当該徴収金に係る自動車の主たる定置場の所在地を所管する県税事務所の長に対し、その徴収を囑託するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(条例第68条第4項の規則で定めるもの)  
第7条の5の3 条例第68条第4項に規定する規則で定めるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条の規定による登録の申請とする。

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲)  
第7条の5の4 条例第73条の2第1項第1号及び第73条の13第1項第1号の身体障害者等のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第73条の2第1項第1号ア及び第73条の13第1項第1号アに該当する者の障害の級別	条例第73条の2第1項第1号イ及びウ並びに第73条の13第1項第1号イ及びウに該当する者の障害の級別
略		

- (2) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表の3に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第73条の2第1項第1号ア及び第73条の13第1項第1号アに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度	条例第73条の2第1項第1号イ及びウ並びに第73条の13第1項第1号イ及びウに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度
略		

(3)・(4) 略

(特別の仕様又は構造変更の範囲)  
第7条の5の5 条例第73条の2第1項第2号及び第73条の13第1項第2号の規則で定める特別

うち車椅子を昇降させ、若しくは固定させる装置又は浴槽及びその付帯設備を備えた仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。

(自動車税の減免限度額)  
第 7 条の 5 の 5

条例第 73 条の 2 第 1 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する額とする。

- (1) 普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている日の翌日から起算して 1 月を経過する日までに申請があつたとき 総排気量が 1.5 リットルを超え 2.0 リットル以下の自家用の乗用車 (三輪の小型自動車に属するものを除く。) に課すべき自動車税の額 (法第 157 条又は条例附則第 16 項、第 16 項の 4 若しくは第 16 項の 5 の規定の適用を受けるものにあつては、当該額)
- (2) 前号に規定する期日後に申請があつたとき 当該自動車に係る自動車税の額と前号に定める額のいずれか少ない額を申請があつた日の属する月の翌月から月割りによつて計算して得た額

(自動車税の減免申請書の提出期限)

の仕様は、特種用途自動車のうち車椅子を昇降させ、若しくは固定させる装置又は浴槽及びその付帯設備を備えた仕様とし、条例第 73 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 73 条の 13 第 1 項第 2 号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。

2. 条例第 73 条の 2 第 1 項第 3 号の規則で定める特別の仕様は、車椅子を昇降させ、若しくは固定させる装置、浴槽及びその付帯設備、昇降装置付き回転座席、スロープ板又は車高調整機能に係る装置を備えた仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。
3. 条例第 73 条の 2 第 1 項第 4 号の規則で定める特別の仕様は、運転装置、制御装置等が専ら身体障害者等が運転するための特別の仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着することによって行う構造変更とする。

(自動車税の減免限度額)  
第 7 条の 5 の 6 条例第 73 条の 2 第 1 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する額とする。

- ① 条例第 73 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる自動車であつて、身体障害者等の運転又は利用に供するために前条第 2 項又は第 3 項に規定する特別の仕様又は構造変更が加えられたもの (次号において「構造変更自動車」という。) の取得 270 万円に当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に必要な額を加算した額に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額
- ② 条例第 73 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる自動車であつて、構造変更自動車以外の自動車の取得 270 万円に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額
- ③ 条例第 73 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる自動車の取得 当該自動車に係る自動車税の環境性能割の額
- ④ 条例第 73 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる自動車の取得 当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に必要な額に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額

2. 条例第 73 条の 13 第 1 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する額とする。

- (1) 普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている日の翌日から起算して 1 月を経過する日までに申請があつたとき 総排気量が 1.5 リットルを超え 2.0 リットル以下の自家用の乗用車 (三輪の小型自動車に属するものを除く。) に課すべき自動車税の種別割の額 (法第 177 条の 10 又は条例附則第 16 項、第 16 項の 4 若しくは第 16 項の 5 の規定の適用を受けるものにあつては、当該額)
- (2) 前号に規定する期日後に申請があつたとき 当該自動車に係る自動車税の種別割の額と前号に定める額のいずれか少ない額を申請があつた日の属する月の翌月から月割りによつて計算して得た額

(自動車税の減免申請書の提出期限)

## 第7条の5の6

条例第73条の2第2項及び第3項の申請書は、次に掲げる期日までに提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(自動車税の減免申請の際に提示すべき書類)  
第7条の6 条例第73条の2第2項の規則で定める書類は、身体障害者手帳(身体障害者手帳の交付を受けないで、戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、戦傷病者手帳とする。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

(自動車税に関する証明書)  
第8条の3 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2に規定する書面又は現に自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面の交付を申請するときは、自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付申請書を県税事務所の長に提出しなければならない。

2 県税事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、当該自動車に係る自動車税が現に滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであると認めるときは、直ちに自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を当該申請者に交付しなければならない。

3 略

第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 身体障害者等に係る自動車税減免申請書  
別記第7号様式

(7)の2 身体障害者等の利用に供するため構造変更等を行った自動車等に対する自動車税減免申請書 別記第7号の2様式

(7)の3 所有権留保付自動車の買主の住所等報

第7条の5の7 条例第73条の2第2項及び第3項の減免申請書は、条例第68条第1項の規定により申告書を提出することとされている日の翌日から起算して1月を経過する日までに提出しなければならない。

2 条例第73条の13第2項及び第3項の申請書は、次に掲げる期日までに提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(自動車税の減免申請の際に提示すべき書類)  
第7条の6 条例第73条の2第2項及び第73条の13第2項の規則で定める書類は、身体障害者手帳(身体障害者手帳の交付を受けないで、戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、戦傷病者手帳とする。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

(自動車税の環境性能割に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第7条の6の2 知事は、法第168条第4項の規定により自動車税の環境性能割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第171条第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第172条第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、自動車税(環境性能割)更正決定通知書によらなければならない。

(自動車税の種別割に関する証明書)  
第8条の3 自動車税の種別割の納税義務者は、道路運送車両法第97条の2に規定する書面又は現に自動車税の種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面の交付を申請するときは、自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付申請書を県税事務所の長に提出しなければならない。

2 県税事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、当該自動車に係る自動車税の種別割が現に滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであると認めるときは、直ちに自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を当該申請者に交付しなければならない。

3 略

第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 自動車税(環境性能割)修正申告書 別記第7号様式

(7)の2 譲渡担保財産に係る徴収猶予申告書 別記第7号の2様式

(7)の3 譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の還付申請書 別記第7号の3様式

(7)の4 性能不良等による自動車税の環境性能割の還付申請書 別記第7号の4様式

(7)の5 身体障害者等に係る自動車税減免申請書 別記第7号の5様式

(7)の6 身体障害者等の利用に供するため構造変更等を行った自動車等に対する自動車税減免申請書 別記第7号の6様式

(7)の7 所有権留保付自動車の買主の住所等報

- 告書 別記第7号の3様式  
 (7)の4 商品中古自動車に係る自動車税減免申請書 別記第7号の4様式  
 (7)の5 自動車税納税済確認証明書交付申請書 別記第7号の5様式  
 (7)の6 自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付申請書 別記第7号の6様式  
 (8)～(11)の8 略

第14条 法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第2次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 略  
 (1)の2 自動車税口座振替用納税通知書 別記第11号の2様式  
 (2)～(10) 略  
 (10)の2 自動車税減額通知書兼過誤納金還付通知書 別記第20号の2様式  
 (10)の2の2 自動車税減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書 別記第20号の2の2様式  
 (10)の3～(18) 略  
 (19) 自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用) 別記第29号様式  
 (20) 自動車税納税済印 別記第30号様式

(21)～(28) 略

2 略

附 則

(条例附則第14項の9の3の当該他の法人)

- 4 条例附則第14項の9の3に規定する規則で定めるものは、同項の認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に同法第2条第18項に規定する他の事業者(以下この項において「他の法人」という。)の株式若しくは出資の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。)がある場合における当該他の法人であつて、事業再編の実施に関する指針(平成26年財務省・経済産業省告示第1号)に従つて条例附則第14項の9の3の当該特別事業再編のための措置を行うものとする。

- 告書 別記第7号の7様式  
 (7)の8 商品中古自動車に係る自動車税(種別割)減免申請書 別記第7号の8様式  
 (7)の9 自動車税(種別割)納税済確認証明書交付申請書 別記第7号の9様式  
 (7)の10 自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付申請書 別記第7号の10様式  
 (8)～(11)の8 略

第14条 法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第2次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 略  
 (1)の2 自動車税(種別割)口座振替用納税通知書 別記第11号の2様式  
 (2)～(10) 略  
 (10)の2 自動車税(種別割)減額通知書兼過誤納金還付通知書 別記第20号の2様式  
 (10)の2の2 自動車税(種別割)減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書 別記第20号の2の2様式  
 (10)の3～(18) 略  
 (19) 自動車税(環境性能割)更正決定通知書 別記第29号様式  
 (20) 自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用) 別記第30号様式  
 (20)の2 自動車税納税済印 別記第30号の2様式  
 (20)の3 軽自動車税(環境性能割)払込通知書 別記第30号の3様式  
 (20)の4 軽自動車税(環境性能割)賦課徴収状況報告書 別記第30号の4様式  
 (20)の5 軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費に関する通知・交付請求書 別記第30号の5様式  
 (21)～(28) 略

2 略

附 則

(条例附則第15項の規則で定めるもの)

- 4 条例附則第15項に規定する規則で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する補助の対象とする路線とする。

別記第7号様式から別記第7号の4様式までを削る。

別記第7号の5様式を次のように改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第7号様式 (第13条関係)

(表面)

身体障害者等に係る自動車税減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様  
 県税事務所長 様

住 所  
 フリガナ  
 氏 名  
 (連絡先電話 )

和歌山県税条例第73条の2第2項の規定により次のとおり申請します。

減免を受けようとする課税年度	年度	徴 収 の 方 法	普通徴収 ・ 証紙徴収				
申請対象自動車	登 録 番 号			車台番号			
	所 有 者	住 所			氏 名		
	使 用 者	住 所			氏 名		
	定 置 場		登 録 車 両 新 車 中古車	登録 (予定) 年月日 年 月 日	種別・用途 排 気 量		
	使 用 目 的					※自動車は自家用 であること	
身体障害者等	住 所						
	フリガナ 氏 名				生年月日		
	手帳の種類	有効期限					
	番 号						
	交付年月日	(再交付 年 月 日)					
	障害の名称、等級及び再認定年月日	(障害の名称)	(等級)	(再認定年月日)			
運 転 者	住 所						
	氏 名				生年月日		
	身体障害者等との関係				職 業		
	運 転 免 許 証	(番号) 第 号	(交付年月日) 年 月 日	(有効期間の末日) 年 月 日			
	免 許 情 報 記 録 個 人 番 号 カ ー ド	(免許情報記録の番号) 第 号	(免許情報記録の有効期間の末日) 年 月 日				
	運 転 免 許 の 種 類		運 転 免 許 の 附 帯 条 件		構 造 変 更	有 ・ 無	
	還付先口座			預 金 種 類	普通 (総合) ・ 当座		
銀 行 金 庫 組 合		本 店 支 店 支 所	口 座 番 号				
		口座名義人 (カナ)					

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

注 意

- 1 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合は、福祉事務所、町村、振興局、戦傷病者の援護事務を処理する機関（県援護事務主管部課）又は保健所の長が発行する当該事実を証明する書類を添付してください。
- 2 この申請書を提出する際は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び身体障害者にあつては身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者手帳、知的障害者にあつては療育手帳、精神障害者にあつては精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 3 運転免許証を提示した場合にあつては、「運転免許証」欄に運転免許証の番号、交付年月日及び有効期間の末日を、免許情報記録個人番号カードを提示した場合にあつては、「免許情報記録個人番号カード」欄に免許情報記録の番号及び有効期間の末日を記入してください。
- 4 申請対象自動車について身体障害者等が利用するための構造変更がある場合、構造変更に必要な費用及び変更内容が分かる書面等を添付してください。
- 5 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。

別記第7号の6様式を次のように改め、同様式を別記第7号の2様式とする。

別記第7号の様式 (第13条関係)

(表面)

身体障害者等の利用に供するため構造変更等を行った自動車等に対する自動車税減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様  
 県税事務所長 様

住 所  
 氏 名  
 (連絡先電話番号 )

和歌山県税条例第73条の2第3項の規定により次のとおり申請します。

減免を受けようとする課税年度	年度	徴収の方法及びその税額	普通徴収分 証紙徴収分	円 円	
申請対象自動車	登録番号	車台番号			
	車名及び型式				
	所有者	住 所			
		氏 名			
	使用者	住 所			
		氏 名			
	定置場	取得年月日	・ ・ ・	種別・用途	
使 用 目 的					
還付先口座	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	預 金 種 目	普通 (総合) ・当座	
			口 座 番 号		
			口座名義人 (カナ)		
備考					

- 添付書類
- 1 当該自動車に係る売買 (リース) 契約書の写し
  - 2 特別の仕様により製造又は構造変更が加えられたことを証する書類及び当該変更等に要した費用を証する書類
  - 3 当該自動車の使用目的が分かる書類 (施設等の取得の場合)
  - 4 当該自動車を利用する身体障害者等との関係を証明する書類 (住民票等) (個人取得の場合 (個人が事業の用に供する場合を除く。))
  - 5 車検証の写し (登録済の場合のみ)

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

注 意

- 1 個人取得の場合（個人が事業の用に供する場合を除く。）には、当該自動車を利用する身体障害者等が取得されている身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。
- 2 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。

別記第7号の7様式中「第73条の9第4項」を「第70条第4項」に改め、同様式を別記第7号の3様式とする。

別記第7号の8様式中「商品中古自動車に係る自動車税(種別割)減免申請書」を「商品中古自動車に係る自動車税減免申請書」に、「第73条の12」を「第73条」に改め、「の種別割」を削り、同様式を別記第7号の4様式とする。

別記第7号の9様式中「自動車税(種別割)納税済確認証明書交付申請書」を「自動車税納税済確認証明書交付申請書」に改め、同様式を別記第7号の5様式とする。

別記第7号の10様式中「自動車税(種別割)納税証明書交付申請書(継続検査・構造等変更検査用)」を「自動車税納税証明書交付申請書(継続検査・構造等変更検査用)」に改め、同様式を別記第7号の6様式とする。

別記第11号様式(その2)を次のように改める。



別記第11号の2様式中「自動車税(種別割)納税通知(口座振替分)」を「自動車税納税通知書(口座振替分)」に、「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「第73条の5」を「第65条」に改める。

別記第20号様式(その3)中「自動車税(種別割)減額通知書」を「自動車税減額通知書」に、

「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、

「の種別割」を削る。

別記第20号の2様式(表面)中「自動車税(種別割)減額通知書兼過誤納金還付通知書」を「自動車税減額通知書兼過誤納金還付通知書」に改め、同様式(裏面)中「の種別割」を削る。

別記第20号の2の2様式中「自動車税(種別割)減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書」を「自動車税減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書」に改める。

別記第29号様式を削る。

別記第30号様式(その1)中「自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」を「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に改め、同様式(その1)を別記第29号様式(その1)とし、別記第30号様式(その2)中「自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」を「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に、「自動車税(種別割)に」を「自動車税に」に改め、「の種別割」を削り、同様式(その2)を別記第29号様式(その2)とし、別記第30号様式(その3)中「自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」を「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に、「自動車税(種別割)は」を「自動車税は」に改め、同様式(その3)を別記第29号様式(その3)とする。

別記第30号の2様式備考第3号を削り、同様式を別記第30号様式とする。

別記第30号の3様式から別記第30号の5様式までを削る。

(納税貯蓄組合法施行規則の一部改正)

第2条 納税貯蓄組合法施行規則(昭和38年和歌山県規則第58号)の一部を次のように改める。

別記第3号様式中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

(和歌山県自動車税証紙等規則の一部改正)

第3条 和歌山県自動車税証紙等規則(昭和45年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第68条の規定に基づき、<u>自動車税の徴収のために県が発行する和歌山県自動車税証紙(以下「証紙」という。)</u>及び証紙代金収納計器(以下「計器」という。)の取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(領収証書の不発行)</p> <p>第4条 証紙又は証紙印の押印を受けることにより<u>自動車税</u>を徴収したときは、領収証書は、発行しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第68条及び第73条の8並びに地方税法(昭和25年法律第226号)附則第29条の12の規定に基づき、<u>自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割の徴収のために県が発行する和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税(環境性能割)証紙(以下単に「証紙」という。)</u>及び証紙代金収納計器(以下「計器」という。)の取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(領収証書の不発行)</p> <p>第4条 証紙又は証紙印の押印を受けることにより<u>自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割</u>を徴収したときは、領収証書は、発行しない。</p>

別記第1及び別記第2を次のように改める。

別記第1 (第2条関係)

1 形式



印刷寸法 縦 2.25センチメートル  
横 3.3センチメートル

注 意 匠は各紙共通とし、金額は証紙の種類に応じて変えるものとする。

2 種類及び刷色

10円	青	500円	紫
30円	青 緑	1,000円	暗 青
50円	赤 紫	3,000円	茶
100円	緑	5,000円	赤
300円	明るい茶	10,000円	暗 紫

別記第2 (第2条関係)

1 形式



2 印面寸法 縦 2.3センチメートル  
横 6.6センチメートル

別記第1号様式中「自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙等売りさばき人」を「自動車税証紙等売りさばき人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の和歌山県税規則（以下「新規則」という。）附則第4項の規定は、この規則の施行の日（以下この項並びに附則第6項及び第10項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

4 第2条の規定による改正後の納税貯蓄組合法施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

5 第3条の規定による改正後の和歌山県自動車税証紙等規則（附則第11項において「新証紙等規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 令和7年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する自動車税の種別割を課されたことがある自動車（次項の規定の適用があるものを除く。）についての新規則第8条の3第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「自動車税を」とあるのは「令和7年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法に規定する自動車税の種別割又は令和8年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）を」と、同条第2項中「自動車税が」とあるのは「自動車税等が」とする。

9 令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたことがある自動車についての新規則第8条の3第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「自動車税を」とあるのは「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法に規定する自動車税、令和2年度から令和7年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法に規定する自動車税の種別割又は令和8年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）を」と、同条第2項中「自動車税が」とあるのは、「自動車税等が」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

10 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（和歌山県自動車税証紙等規則の一部改正に伴う経過措置）

11 この規則の施行の際現に存する第3条の規定による改正前の和歌山県自動車税証紙等規則第5条第2項の規定による指定は、新証紙等規則第5条第2項の規定による指定とみなす。

（従前の様式による用紙）

12 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

#### 和歌山県規則第15号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次の

ように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成27年和歌山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

地方活力向上地域における  県税事務所長 様	税	課税免除 不均一課税	申請書  年 月 日
住所又は所在地 氏名又は法人名 法人の場合は 代表者氏名 生 年 月 日 個人番号又は法人番号 電 話 番 号			
和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。			

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定の日	年 月 日
-------------------------	-------

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類	移転型・拡充型
------------------------	---------

新設し、又は増設した 特別償却設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
計		円	

同上特別償却設備の敷地である土地	取 得 年 月 日	特定業務施設又は特定業務児童福祉施設の着工 (取得) 年 月 日	所 在 地	面 積
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>
	計			m <sup>2</sup>

各月末現在の従業者の数及び基準数値

月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
同上特別償却設備 (特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。)に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上特別償却設備 (特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。)以外に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人

事業税課税免除の割合 ① / (①+②+③)	/
------------------------	---

## 備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類」欄は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第1項第1号に該当する場合は「移転型」を、同項第2号に該当する場合は「拡充型」を○で囲むこと。
- 3 「新設し、又は増設した特別償却設備」欄及び「同上特別償却設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 4 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 5 「各月末現在の従業者の数及び基準数値」欄は、計画の種類が移転型の場合のみ記載すること。
- 6 「同上特別償却設備（特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。）以外に係る従業者の数」欄には、新設し、又は増設した和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する特別償却設備を含む事務所又は事業所で当該特別償却設備（特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）に係る従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 7 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 8 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
  - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて課税免除又は不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
    - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
    - イ 事業所位置図
    - ウ 事業所内配置図
    - エ 特定業務施設の各階平面図
    - オ 特定業務児童福祉施設を整備している場合にあつては、当該特定業務児童福祉施設の各階平面図
    - カ 設備配置図
    - キ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
    - ク その他県税事務所長が必要と認める書類
  - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
    - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
    - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
    - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

訓 令

和歌山県訓令第6号

総 務 部  
県税事務所

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

(和歌山県税規程の一部改正)

第1条 和歌山県税規程 (昭和29年和歌山県訓令第162号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納期限後に申告納入し、若しくは申告納付し、又は納付する県税に係る延滞金額の減免の基準)</p> <p>第13条 法第64条第4項、第71条の13第2項、第71条の34第2項、第71条の54第2項、第72条の45第4項、第72条の53第2項、第73条の32第2項、第74条の22第3項、第89条第2項、第144条の46第2項、<u>第165条第3項、第196条第2項及び第700条の63第2項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(納期限後に申告納入し、若しくは申告納付し、又は納付する県税に係る延滞金額の減免の基準)</p> <p>第13条 法第64条第4項、第71条の13第2項、第71条の34第2項、第71条の54第2項、第72条の45第4項、第72条の53第2項、第73条の32第2項、第74条の22第3項、第89条第2項、第144条の46第2項、<u>第170条第2項、第177条の18第3項、第196条第2項及び第700条の63第2項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る不足税額の延滞金額の減免の基準)</p> <p>第14条 法第56条第5項、第71条の12第3項、第71条の33第3項、第71条の53第3項、第72条の44第5項、第74条の21第3項、第88条第3項及び<u>第144条の45第3項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、<u>軽油引取税及び自動車税の環境性能割</u>に係る不足税額の延滞金額の減免の基準)</p> <p>第14条 法第56条第5項、第71条の12第3項、第71条の33第3項、第71条の53第3項、第72条の44第5項、第74条の21第3項、第88条第3項、<u>第144条の45第3項及び第169条第3項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(様式等)</p> <p>第25条 この規程により、県税事務所の長が整理する帳簿、通知書、報告書等の書類 (その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「帳簿等」という。) で次に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14)の9 略</p> <p>(14)の10 <u>自動車税賦課減額報告書 別記第14号の10様式</u></p> <p>(14)の11～(31) 略</p>	<p>(様式等)</p> <p>第25条 この規程により、県税事務所の長が整理する帳簿、通知書、報告書等の書類 (その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「帳簿等」という。) で次に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14)の9 略</p> <p>(14)の10 <u>自動車税 (種別割) 賦課減額報告書 別記第14号の10様式</u></p> <p>(14)の11～(31) 略</p>

2 略

2 略

別記第14号の10様式中「自動車税（種別割）賦課減額報告書」を「自動車税賦課減額報告書」に改める。

(和歌山県税収入事務規程の一部改正)

第2条 和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証紙の消印) 第8条の2 納税者が和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）<u>第68条第4項の規定に基づいて自動車税を証紙をもって納付した場合の証紙の消印は、総務部総務管理局税務課長の指定する職員が証紙を貼った紙面と証紙の彩紋とにかけて証印（別記第2号の2様式）をもってしなければならない。</u></p> <p>(証紙徴収実績簿の備付け) 第8条の3 総務部総務管理局税務課には、証紙徴収実績簿（別記第2号の3様式）を備え、前条に規定する証紙の消印及び<u>条例第68条第4項に規定する証紙代金収納計器の表示の状況を整理しておかななければならない。</u></p> <p>(納税の告知の登記) 第47条 歳入徴収者は、第3条の規定により調定をしたとき、及び地方税法の規定により納税の告知をしたときは、<u>狩猟税の証紙徴収分を除き、直ちに、個人県民税にあっては市町村ごと、狩猟税の証紙徴収分以外のもの</u>にあっては代表納税者ごと及びその他の税目にあっては納税者等ごとの納付すべき金額、納期限その他必要な事項を歳入徴収票（別記第21号様式）及び滞納整理票（別記第21号の2様式）に登記しなければならない。ただし、歳入徴収者が事務上支障がないと判断した場合には、滞納整理票への登記を省略することができる。</p> <p>別記第2号の3様式（第8条の3関係） 証紙徴収実績簿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別記第3号様式（第9条関係） (その1) 略 (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 この様式は、指定金融機関等に備え付け、<u>自動車税以外を納付（入）する場合に納税者に交付するときに使用するものとする。</u></p> <p>別記第21号様式（第47条関係） (その1)～(その5(1)) 略 (その5(2)) 略 備考 この様式は、<u>自動車税の現年課税分について使用する。</u> (その6) 略</p>	<p>(証紙の消印) 第8条の2 納税者が和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）<u>第68条第2項及び第73条の8第4項の規定に基づいて自動車税を証紙をもって納付した場合の証紙の消印は、総務部総務管理局税務課長の指定する職員が証紙を貼った紙面と証紙の彩紋とにかけて証印（別記第2号の2様式）をもってしなければならない。</u></p> <p>(証紙徴収実績簿の備付け) 第8条の3 総務部総務管理局税務課には、証紙徴収実績簿（別記第2号の3様式）を備え、前条に規定する証紙の消印並びに<u>条例第68条第2項及び第73条の8第4項に規定する証紙代金収納計器の表示の状況を整理しておかななければならない。</u></p> <p>(納税の告知の登記) 第47条 歳入徴収者は、第3条の規定により調定をしたとき、及び地方税法の規定により納税の告知をしたときは、<u>自動車税の環境性能割及び狩猟税の証紙徴収分を除き、直ちに、個人県民税にあっては市町村ごと、狩猟税の証紙徴収分以外のもの</u>にあっては代表納税者ごと並びにその他の税目にあっては納税者等ごとの納付すべき金額、納期限その他必要な事項を歳入徴収票（別記第21号様式）及び滞納整理票（別記第21号の2様式）に登記しなければならない。ただし、歳入徴収者が事務上支障がないと判断した場合には、滞納整理票への登記を省略することができる。</p> <p>別記第2号の3様式（第8条の3関係） 証紙徴収実績簿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 この様式は、<u>自動車税の環境性能割、自動車税の種別割の別に作成すること。</u></p> <p>別記第3号様式（第9条関係） (その1) 略 (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 この様式は、指定金融機関等に備え付け、<u>自動車税の種別割以外を納付（入）する場合に納税者に交付するときに使用するものとする。</u></p> <p>別記第21号様式（第47条関係） (その1)～(その5(1)) 略 (その5(2)) 略 備考 この様式は、<u>自動車税の種別割の現年課税分について使用する。</u> (その6) 略</p>

備考 この様式は、自動車税の滞納繰越分について使用する。  
(その7) 略

備考 この様式は、自動車税の種別割の滞納繰越分について使用する。  
(その7) 略

別記第21号の2様式(その6)(表面)中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同様式(裏面)備考中「の種別割」を削り、同様式(その7)(裏面)備考中「自動車税の環境性能割の更正決定分、」を削る。

附 則  
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中第47条の改正規定(「並びに」を「及び」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。  
(自動車税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山県税規程の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の和歌山県税収入事務規程の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 4 この訓令の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第7号

税務課

税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程(平成18年和歌山県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 この訓令は、和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)第3条第6項の規定に基づき、税務課に勤務する職員のうち、和歌山県税条例(昭和25年条例第37号) <u>第3条の2第1項第3号</u>に規定する事務に従事するもの(以下「職員」という。)の勤務時間等について定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この訓令は、和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)第3条第6項の規定に基づき、税務課に勤務する職員のうち、和歌山県税条例(昭和25年条例第37号) <u>第3条の2第1項第3号及び第5号</u>に規定する事務に従事するもの(以下「職員」という。)の勤務時間等について定めることを目的とする。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。